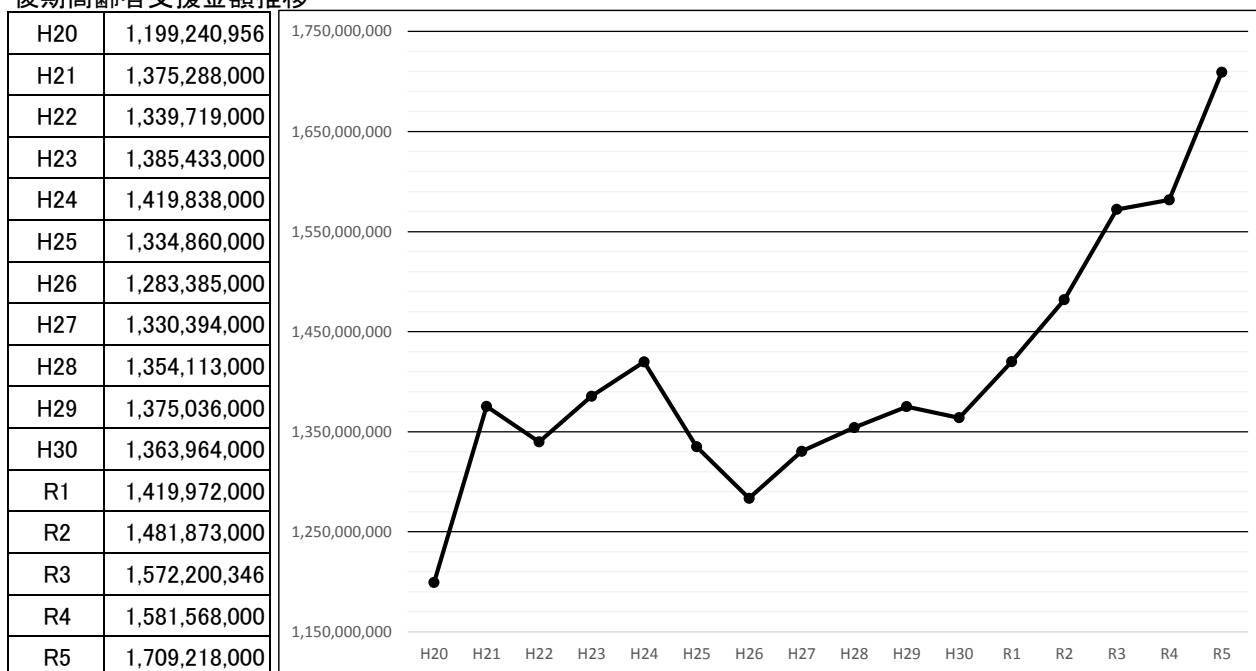


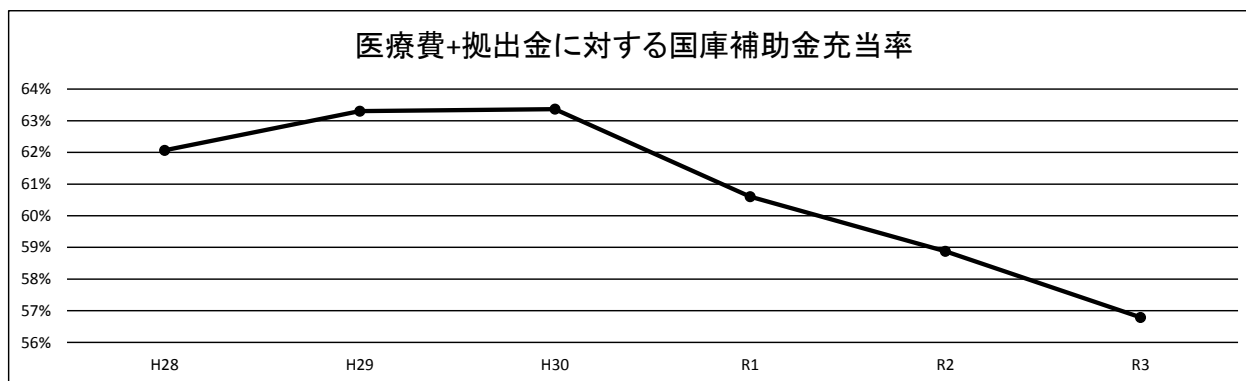
令和5年度保険料(後期高齢者支援金分)改定の背景について

後期高齢者支援金額推移



(円)

後期高齢者医療制度は、75歳以上の医療費のうち5割を税金で、1割を加入者の保険料でまかない、残る4割を現役世代(大建国保を含む)の支援金で支える仕組みです。平成20年の制度発足以降、当組合が納める支援金は徐々に増額され、特に令和元年以降は大きく伸びている状況です。



※拠出金は後期高齢者支援金、介護給付費納付金、前期高齢者納付金の合計額

一方で、国から交付されている補助金は、平成30年度を境に減額され、組合が支払う医療費と国に納める拠出金に対する割合(充当率)は、年を追うごとに低下しています。

増額される拠出金と減額が続く補助金とのバランスから、令和5年度の保険料のうち後期高齢者支援金分を改定させていただくこととなりました。後期高齢者医療費や各拠出金の伸びの抑制は、国保組合の努力の及ぶにくい部分ですが、組合員・ご家族の皆さんには積極的に健診を受診いただき、早期発見・早期治療により医療費の適正化にご協力をお願いいたします。昨年度に引き続きご負担をお掛けすることとなり誠に申し訳ありませんが、国保組合をめぐる状況をご勘案いただき、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和5年3月
大阪建設国民健康保険組合
理事長 高橋雅彦